

1 規則等の題名

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号。以下「法」という。）に係る審査基準の一部改正

2 根拠法令・条項

法第7条第1項（オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給等の裁定）

3 規則等の制定日

令和3年11月11日（木曜日）

4 結果公示の日

令和3年11月11日（木曜日）

5 適用除外条項

高知県行政手続条例第38条第4項第3号又は第8号に該当

6 適用除外の理由

これまで具体的な審査基準については、「別紙」により定めていたが、今後は、同一内容である「オウム真理教犯罪被害者等給付金の支給裁定事務処理要領」（令和2年12月15日付け警察庁長官官房長通達別添）を参照して行うこととなったため、意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更で該当

7 規則等の概要

別添審査基準のとおり

8 担当課・連絡先

- 高知県警察本部警務部県民支援相談課
TEL：088-826-0110（内線2922）